評価軸	意見	対応	所管
1	会議中の写真に写るのが、年配の男性ばかりなのが気になる。コロナ禍の1年の中で、以前にもまして、若手の意見、女性の意見をどんどん取り入れていかないと、世の中の変化についていけないことが明らかになった。会議の場に限らず、若手の意見、女性の意見を、どうやったら集められ、反映させられるか真剣に考えるべきである。	協議会の際には、女性の積極的な参画を各団体にお願いしております。そのほか、女子学生や周辺で働く女性へのヒアリング等を実施しております。今後も引き続き、多様な意見の収集に努めて参ります。	景観推進室
1	組織体制については、評価できる。特に、重点区域における「長崎居留地歴史まちづくり協議会」の設立は、地域住民の声を聴く機会となり、歴史まちづくりの推進を図るうえで、必要不可欠である。それらの協議会等で挙げられた内容や課題等について整理するとともに、課題解決に向けた取り組み等の情報共有と情報発信を確実に行って欲しい。	長崎居留地歴史まちづくり協議会の内容について、本協議会においても共有を図るとともに、市民に向けた情報発信にも積極的に取り組んで参ります。	景観推進室
1	昨今の長崎市内における歴史的まちなみが崩壊しつつある中、長崎市民のひとりとして歴史的風致の維持は大きな課題を抱えていると思っています。行政、地域住民、市民団体などで構成された組織体制は、ある意味、理想的なものであると思いますが、今後、それをどういかしていくか、実施していくか、地域の方々の想いがきちんと伝わり、観光都市長崎を支えていく内容であってほしいと切実に思います。	計画に記載している推進体制をしっかりと維持し、本計画の着実な推進に努めて参ります。	景観推進室
1	推進体制はよく管理されており、関連するところとの連携もよくとれて実施している。	-	景観推進室
1)	伝建審の方々との意見交換、情報共有の機会を作って頂きたい。昨年8月に発会した長崎居留地歴 史まちづくり協議会参加団体は地域を網羅していてとても良い。	長崎居留地歴史まちづくり協議会と伝建審との意見交換や情報共有の機会について検討いたします。	景観推進室 文化財課
2	都市計画、景観計画、伝統的建造物群保存地区条例等により、申請され、審査のうえ許可されて適正に進められている。区域内において、無許可等の事例が発生していないか、パトロールなどの点検も必要ではないかと思う。これらの施策の適切な運用を図るための区域内への周知や組織的な連携を確立していくことが大切である。伝統的建造物群保存地区では、住民が安全で安心して、そこに住み続けられることが重要である。定期的に地区の価値についての情報発信を行うことで、地区への誇りにもつながり、伝統的な特性を維持されると考える。一方で、維持のための制限により、生活に支障をきたすことがあれば、住み続けることが困難となることから、定期的に住民との対話が大切である。そのような意見があれば県にも相談していただきたい。	適正な現状変更行為の実施については、伝統的建造物群保存地区内での通常業務中に見回りをすることで、地域の皆様から情報提供や御相談をいただくこともあります。また、町並み保存会の会議などの機会を捉えて、現状変更行為の手続きの御案内をしております。これらの取組みを、今後も続けていきたいと考えております。	文化財課
2	伝統的建造物群保存地区の歴史的建造物が良好に維持されていることは評価する。但し、長崎市所有の建物がすべて展示施設なのは、再考の時期にきている。歴史的建造物であっても、その使い方はより自由であってよい。子育て支援施設や、小学生中学生の放課後の居場所スペース、Iターン者用住宅等、より地元の人や地元定着に向けた施設として知恵を絞ってほしい。	重点区域内の市有の文化財建造物については、今後、歴史的風致維持向上計画に基づき事業を展開するなかで、個々の建造物単位ではなくエリア一帯で連携した、かつ民間活力を導入した柔軟な活用方法を検討していく所存です。 なお、市所有の文化財建造物には、展示施設のほか、社会福祉協議会や国際交流団体により活用されている物件や、町並み保存センターなどの研修室・会議室を利用して、市民の方がイベントなどを実施している例もあります。	文化財課
	外部の人々にとってはほとんど情報が伝わってこない。協議会、アンケート実施などニュースレターで結果を知るだけですが、いわゆる関係者だけにしか情報が伝わっていない。いったい、どこで配布されているのか?市民にも共有できる何かが必要だと思います。長崎市民が大切に想う、重点地区であるからこそ、市民との情報共有を考えてほしい。また「歴史を生かしたまちづくりセミナー」の講演などの実施されたことは、ほとんどの市民が知らない。アンケート実施は、もっとひらかれたサイトである程度の市民に向けて実施してほしかった。この重点地区は、確かに地域に方々にとって大事ですが、私たち長崎市民みんなが関心をもっている地区であると感じているからです。	重点区域における取組みの状況について、長崎市ホームページやSNS等を活用して、広く市民への 周知を図って参ります。	景観推進室

評価軸	意見	対応	所管
2	②-3 伝建条例は建基法3条3項に示された条例でもあるにもかかわらず、適用除外に関する記述がありません。保存建物の活用を促すためにも、ガイドラインを含めた運用基準を示すべきです。市所有の須加五々道美術館や東山手甲十三番館等はこの制度を活用して用途変更していると思われるので、そのような実例の紹介も有効かと思います。	長崎市の文化財保護条例、伝統的建造物群保存地区保存条例及び景観条例により、現状変更の規制や保存のための措置が講じられている建築物については、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、建築審査会の同意を得て指定した場合に、同法の適用を除外できます。この法規定の趣旨は、「文化遺産の特殊性は考慮するが、文化財といえども社会的な存在である以上は、社会に与える影響があることから、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造にする必要があるため、法が規定する最低限の安全性の確保を求めるもの」とされています。法適用除外のための安全確保に係る措置については、建築物個々、その造りや仕様、状況等が異なるため、一様な基準を示すことは困難です。従いまして、法の適用除外を検討される場合は、国が示す安全性評価指針に基づき協議を行います。	建築指導課
2	既定の規則に沿って指導等を行った実績について特に異論はありませんが、例えば、環境物件以外の樹木が繁茂しすぎて、重点区域の景観、重点区域からの眺望を阻害する状況も見受けられるため、 今後においては、そのような物件の適正管理ということも議題とすることを検討していただきたい。	眺望景観を阻害する樹木については、所有者や管理者に対して剪定や伐採について協力を依頼するなどの対応を行って参ります。	景観推進室
2	景観保全について、生活環境整備とも併せて考え、危険個所の事前把握やゴミ集積場所の景色や衛生についての検討もより進めてください。	地域住民の生活環境や衛生環境に配慮しながら、引き続き良好な景観形成を図って参ります。	景観推進室
2	グラバー園周辺の樹木(環境物件)が生い茂り、港の眺望の妨げとなっている。地域で伐採や剪定など行って良いのか? 用途緩和などお願いしたい。	伝統的建造物群保存地区内の樹木の伐採については、環境物件の樹木と、一定の規模を超えるその他の樹木は原則伐採しないことと規定しており、また伐採に際しては市長と教育委員会の許可を事前に受ける必要があります。ただし、危険な樹木など、許可を受けずに伐採できる場合もあります。また、環境物件・その他の樹木ともに、維持保育のための剪定は、許可申請不要で実施可能です。伐採・剪定ともに、対応については個別に確認する必要がありますので、文化財課へ事前に御相談いただくとともに、実施にあたっては、所有者・管理者と協議をお願いいたします。建物用途等の規制緩和については、その手法や範囲も含めて、今後検討して参ります。	文化財課 景観推進室
3	民間所有の伝統的建造物等の場合、今後具体的に活用できる施設については、様々な事例の通り保存整備を進めることはできるでしょう。しかし、活用が見込めない施設に関しては、費用対効果があまりにも低く、所有者として保存整備費用を捻出できない施設もあります。	民間所有の文化財建造物の保存整備については、長崎市や国・長崎県から補助金を交付できる制度があります。(例として、伝統的建造物の保存修理は対象事業費の2/3の補助が可能です) 今後も、文化財建造物の適切な保存を目指し、経費の補助や技術的援助など所有者等への支援を 行って参ります。	文化財課
3	旧グラバー住宅をはじめ、グラバー園内の建物は、耐震補強工事後の建物が史実に正確に展示活用されるように、グラバー園保存活用検討委員会が室名の再検討などを進め、長崎市に報告してきた。工事前の室名や使い方の展示は歴史的に間違っており、観る人に間違った長崎の歴史を見せてきた。それを修正できる機会である。最新の研究成果を真摯に受け取って、整備・管理に反映させて欲しい。		観光政策課
3	今後も積極的に保存修理の様子を発信してもらいたい。	旧長崎英国領事館の現場見学会は、工事の進捗と見合わせながら、今後も可能な限り行っていきたいと考えております。 保存修理や修景事業の効果検証のための住民アンケートについては、長崎居留地歴史まちづくり協議会と連携して、実施について検討して参ります。	文化財課 景観推進室
3	歴史的な建築物に関しては、可能な限り、人工的な手を加えないで欲しいと思います。また環境に関 しても出来る限りの範囲で、自然に寄り添いながらの保存が望ましい。	文化財建造物等の保存整備においては、現在の姿を維持または往時の姿へ復原するとともに、維持・復原以外に手を入れるところは必要最小限としております。今後も引き続き、国や長崎県、専門家の指導助言を受けながら、建造物等の価値や特性の適切な保存に努めていきます。 文化財の周辺環境についても配慮し、維持と整備を行っていきます。	文化財課

評価軸	意見	対応	所管
3	旧長崎英国領事館は、一般市民に向け、保存修理の目的や状況を公開(見学会)した事は大変良い。グラバー園は観光の目的地でもあるため、同様の取組みができないか。	グラバー園においては、ボランティアガイドを配置しております。ガイド内容はガイド各々で異なりますが、今回の御意見のような保存修理の目的や状況の説明等をするように指示はしております。 今後、ガイドの研修やガイド用のテキスト等において、グラバー園内の現況をガイドにも伝え、最新の情報を利用者に伝えていけるようにしていきます。	観光政策課
3	「文化財は人々の共有財産である」ということを柔らかく説明・理解させる場を創ってください。	現在、ながさき歴史の学校事業の一環で開講している「文化財はじめの一歩講座」、及び文化財課が 講師を務める出前講座「長崎市の文化財」において、一般市民の皆様へ、文化財の普及啓発を行って おります。 今後はこれらの取組みにとどまらず、広く機会を捉えて、普及啓発を行っていきたいと考えておりま す。	文化財課
3	南山手コンスイ坂右手の法的に問題となっているロシア領一帯は、建物の老朽化も激しく空き家もあり山手の景観、防犯上極めて問題のある場所なっている。国として早期解決を望みます。	空家の所有者等に対し、除却等の改善を指導して参ります。 	建築指導課
4	14と同様の意見ですが、保存活用計画がすでにあるとしても、実際にそれを実行するのが非常に困難な場合もあると思います。	保存整備が困難な文化財建造物については、その状況などを所有者から個別に伺いながら、対応を 検討していく所存です。	文化財課
4	活用について、個々の活動は評価できる。しかし、もう少し大きな動きにならないだろうか。例えば、横浜の歴史的建物と庭園で行われるガーデンネックレスのように、もう少し連携が広がると、長崎を代表する活用となっていくと思うのだが。	重点区域の市有の文化財建造物については、民間事業者や専門家、市民の意見を取り入れながら、 エリア一帯で連携した活用を検討していきたいと考えております。そのうえで、地域全体で連携した活動については、長崎居留地歴史まちづくり協議会をはじめ、市民の皆様と一緒に考え、実施していきたいと考えております。 既存の活動としては、エリア一帯で連動したイベント「長崎居留地まつり」や、苗を配布し学校法人や自治会などに維持管理をしていただいている「ばらチャレンジ」がありますが、既存の活動の展開と、新たな活動の実施や支援について検討して参ります。	観光政策課
4	文化財建造物について、計画的に保存修理・耐震対策工事を実施している。特にノートルダムや首里 城の火災以降、文化財建造物等の防火対策の必要性が重要事項となっていることから、防火対策につ いても積極的に事業を進めていただきたい。また、ハード面の整備だけではなく、ソフト面の強化が図れ るよう地域住民と連携したネットワークの構築を進めていただきたい。 文化財の保存又は活用に関して、いつまでに・何を・どのようにするか、スケジュールを「見える化」す ることで、計画の進行管理と成果、課題の整理ができると考えることから、今後、「長崎市文化財保存活 用地域計画」の策定についても、ご検討いただきたい。	文化財の保存と活用については、長崎市歴史文化基本構想及び長崎市歴史的風致維持向上計画の策定により、一定の整理を行っております。特に重点区域の事業については、今後、長崎居留地歴	文化財課
4	歴史的な文化財については、ただ保存するだけではく活用することによってこそ、いかされていくものだと思います。その点では、様々な展開を試みているので評価できると思います。ただいつも手作りマルシェとか展示会では飽きられると思います。 「文化財めぐり」は大変、興味深かった。しかしこの見学会も知る人が少なかったことは残念。やはり告知の方法についてもう少し考えてほしい。	文化財建造物の活用については、通常の施設活用に加え、町並み保存センターなどの研修室・会議室を利用した企画やイベントなどが実施されています。また、NPO法人長崎の風と社会実験中の東山手甲十三番館では、コンサートなど様々な活用を試行し、定着したイベントもあります。いずれも市民の皆様のアイデアと努力で実現されたもので、長崎市もありがたく感じているところです。新たな活動についても、市民の皆様を応援したり、一緒に実施したいと考えています。「文化財めぐり」については、広報ながさき、週刊あじさい、チラシ配布、長崎市ホームページ、SNS(長崎市公式Facebook及び長崎市文化財課公式Twitter)、及び報道機関への情報提供などで周知を図っております。令和2年度は、定員60人に対して155人のご応募があり、また実施の様子は報道3社と長崎市広報広聴課に取り上げていただきました。今後も、「文化財めぐり」の周知につきましては、さまざまな手段について工夫して参ります。	文化財課
4	文化財の保存と活用に協力できる人々を集めて「文化財サポートリスト」を作成し、講演・研修の講師 として協力していただいてはどうか。	リストの作成を検討します。	文化財課
4	東山手十二番館の庭(活水所有)を積極的に活用したい。地元・行政と一緒にその事について活水と協議の場を持ちたい。	東山手十二番館等の歴史的建造物の庭の活用については、現在策定中の重点区域歴史まちづくり 計画への記載も含めて検討して参ります。	景観推進室
5	25の意見と関連するが、ひとつずつの活動が個別で小規模なので、記事への取上げも小さいと思う。	営みや活動が継承・発展できるよう、必要な支援を行って参ります。	景観推進室

評価軸		対応	所管
	まだ始まったばかりではありますが、何よりもこの地区が維持向上されていくことを市民は評価しています。報道に関しては、少ないのでなんとも言えません。できれば、始まりから完成していくまでを追っかけ報道してもらえれば、もっと関心が高まるのではないかと思います。	本計画の取組みについて、積極的に報道機関への働きかけ及び周知を行って参ります。	景観推進室
⑤	より多くの報道機会を得て「文化財は人々の共有財産である」ことを徹底させる。	自らの情報発信はもとより、今後も報道機関への情報提供を適宜行い、多くの市民に、文化財が 人々の共有財産であることを伝える機会を多く創出するよう努力します。	文化財課
6	素晴らしい活動だと思います。	_	景観推進室
6	体験プログラムや観光メニューを工夫して、情報発信に取り組んでおられることは評価できる。引き続き、歴史的建造物の価値や、魅力の国内外への発信について取り組んでいただきたい。	御指摘を踏まえ、取り組んで参ります。	景観推進室
6	成果(効果)が上がっていることを公表する方法にもっと工夫が必要でしょう。	重点区域における取組みの状況について、長崎市ホームページやSNS等を活用して、市民への周知を図って参ります。	景観推進室
その他	今回、資料がデータで送られてきたが、これは長崎市のHPでそのまま公開してよい内容なのではないだろうか。そうすれば、HPのここを見てくださいと案内してもらえればよいだけである。 長崎市民は、こういった活動が長崎市内で行われているのは全く知らないと思う。私も本協議会委員でなければ知りえない。 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画は、歴史資産を持っている行政でなければ策定できない計画であり、策定できた他行政はそれを市の大きなまちづくり計画の柱として位置付けている。長崎市が、計画を進めている行政として、その本気度が問われてくる段階だと考える。正直、現在対象地になっているのはこれまで数十年にわたって保存活用されてきた地域である。今後これを、長崎の町家保存や駅前再開発、市庁舎再開発にどうやって波及させていくのが問われてくる。コロナ禍で、少子化と人口減少が予想よりもかなり早まっている状況をふまえ、スピード感をもって進めていただきたい。	まずは重点区域である東山手・南山手区域における取組みを最優先とし、一定進捗が図られた段階で、重点区域の追加など他地域にも歴史まちづくりの取組みを広げていく予定です。	景観推進室
	計画に記載された方針の達成状況等について、確認できるように可能な限り数値化し、各年度の計画(目標)と実績を比較できるようにしていただきたい。達成できたもの、できなかったものを振り返ることで、次年度の取り組み方に役立つと考える。	可能な範囲で数値化し比較ができるような指標の設定を検討して参ります。	景観推進室
その他	もう少し、進行状況の情報を共有してもらいたいです。	協議会開催時のみの情報共有だけでなく、メール等の活用による取組みの進捗等の情報共有に努めて参ります。	景観推進室
	評価軸⑤において指標として取り上げられている「掲載紙等」に関しては、新聞購読者が少なくなり若者のテレビ離れが進むなか、歴史的風致の維持向上に関する認識(特に若者)の高まりに寄与する指標として妥当なのかの検証が必要かと考えられます。	掲載紙等とあるので、今後はSNS等の時代に即した情報メディアにおける投稿や掲載の効果についても検証して参ります。	景観推進室
その他	旧長崎英国領事館や旧グラバー住宅等、修理中でしか構造物の内部を見学できない。修理の様子を 動画配信するなど広く事業の取組みをアピールしてはいかがか?	旧長崎英国領事館については、文化財めぐりによる修理現場見学会のほか、工事現場の仮囲いに、 工事の進捗写真を掲示しています。 旧グラバー住宅においては、展望デッキを設置し、工事期間中も工事の様子を見られるよう取り組む ほか、見学デッキへ、工事の進捗写真の掲示を行っています。 動画配信等、新たな試みについては、今後検討していきます。	文化財課 観光政策課
その他	当該事業については、これまでに多くの成果を上げてきていると思います。		景観推進室
その他	事業推進(長崎居留地歴史まちづくり協議会)へのさらなる支援をよろしくお願い致します。第一種住居地域の周辺住民より地域内に店舗(食料品等)を望む声があります。現条例では実現できないため、条例見直しを望みます。	建物用途等の規制緩和については、その手法や範囲も含めて、今後検討して参ります。	景観推進室